

障がい者虐待に関する専門部会報告書

令和5年3月

1 専門部会設置の目的

福岡市における障がい者虐待対応に関する関係機関・民間団体等との連携協力体制の整備を行うとともに、障がい者虐待対応時の実務的な課題等について協議することを目的とする。

2 開催状況

	開催日	議題
第1回	令和5年3月15日	・令和3年度における障がい者虐待の実績について ・虐待と判断し難い支援困難ケースの整理について

3 議題について

(1) 令和3年度における障がい者虐待の実績について

・令和3年度における福岡市の障がい者虐待(養護者・施設従事者・使用者)の通報及び対応状況について説明。

(2) 虐待と判断し難い支援困難ケースの整理について

・障がい者虐待に関する通報・相談については、福岡市障がい者虐待防止センター(以下「虐待防止センター」という。)で受け付けている。

・区障がい者基幹相談支援センター(以下「区基幹センター」という。)が虐待通報を行ったものの中に、明らかに虐待ではないケース等があった。

・区基幹センターが虐待の相談を受け、虐待防止センターに通報する際に、情報収集やアセスメントについて適切に行うためのチェックリスト(案)を作成しており、専門部会委員で協議した。